

仕様書

環境政策局 生活環境美化センター
(担当：田中、水谷 075-662-6023)

件 名	生活環境美化センターの産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
契 約 期 間	契約締結の日～令和7年9月30日まで
契 約 条 件	1 総則 (1) 生活環境美化センターの産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（以下「本業務」という。）の受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、労働基準法、労働安全衛生法、京都市契約事務規則等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき適正に業務を実施すること。 (2) 京都市と受託者は、関係法令に基づく委託契約書を締結すること。 2 産業廃棄物の内容及び数量 車両金属くず等廃棄物 4.5m³ ※詳細は、見積書提出前の下見（現場確認）の際に確認し、内容及び数量に見合った車両を確保すること。 3 本業務の作業基準 本業務は次の基準により実施すること。 (1) 収集日、収集時間 ア 収集運搬を行う日は、本市と受託者が協議のうえ、決定する。 イ 収集を行う時間帯は、原則として午前9時から午後4時までとし、当日中に処分場へ搬入すること。 (2) 排出場所 京都市南区西九条森本町62-1 環境政策局生活環境美化センター (3) 作業条件 ア 見積書提出前に必ず下見の段階で産業廃棄物の総量の確認を行い、本業務の履行に必要なかつ適正な人員数、機材及び車両等を確保すること。 イ 下見可能日時は以下のとおりとし、希望日2日前までに担当者まで連絡すること。 8月28日（木）から9月5日（金）までの平日のみ 9：00～12：00、14：00～16：00 ウ 他事業所等や受託者が保管している廃棄物と混載して収集運搬しないこと。 (4) 受託者の条件 ア 京都市競争入札参加資格名簿に登録されていること。 イ 本業務の受託者は廃棄物処理法に基づく産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の許可を持つ者であること。 ウ 本業務の受託者が産業廃棄物中間処理後の残さに係る最終処分業の許可を有していない場合は、最終処分をその産業廃棄物の処分業の許可を有している者に委託すること。

	(5) 履行確認 受託者は、業務完了後、完了届をすみやかに提出し確認を受けること。 (6) マニフェストの運用 本業務は、産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の交付又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムの利用によって実施する。 紙マニフェストを交付する場合、業務に使用する紙マニフェストは、受託者が負担することとし、紙マニフェストに必要事項を記入のうえ、収集時にA票を発注者に提出し、運搬業務完了後 10 日以内にB 2 票を発注者へ提出すること。また、処分完了後 10 日以内にD票及びE票を発注者へ提出すること。 (7) その他 ア 受託者は、本委託契約締結までに、「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」及び「産業廃棄物処分受託者記入欄」の項目について必ず記入し、契約書に添付すること。 また、受託者が中間処理のみ行う場合は、中間処理の許可証の写しとともに最終処分地の許可証の写しを契約書に添付すること。ただし、最終処分地の許可証の写しを添付できない場合は、「産業廃棄物処分受託者記入欄」の最終処分地の項目（所在地、処理方法、処理能力等）を必ず記入し、契約書に添付すること。 イ 業務実施中に発生した事故・負傷等について、本市は一切の責任を負わない。 ウ 本仕様書に記載がない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、双方誠意を持って協議のうえ決定する。
--	---



産業廃棄物 収集運搬 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (作業区分)	☐ 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務に積替保管を含む場合	
受注者の積替・保管場所 の所在地	☐ 許可証のとおり
受注者の保管できる 産業廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受注者が行う積替え のための保管上限	☐ 許可証のとおり

産業廃棄物

処 分

受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『☐ 許可証のとおり』の欄に☒の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (事業の区分)	☐ 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	☐ 許可証のとおり
受注者が廃棄物の処分等 を行う場所の所在地	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分方法	☐ 許可証のとおり
受注者が行う処分の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務が中間処理の場合 最終処分地について、いずれか選択して☒を記入し、不備のないようにすること。 ☐ 最終処分先の許可証の写しを添付 ☐ 最終処分先を下記のとおり記載	
最終処分先の所在地 ※ 名称・許可番号があれば 必ず記載すること	☐ 許可証のとおり
最終処分先の処理方法	☐ 許可証のとおり
最終処分先の 施設の処理能力	☐ 許可証のとおり